



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2022年
No.10
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

医療機関変更時における処方間違い



事例

【事例の詳細】

紹介状を持って医療機関Aを受診した患者にヒダントールF配合錠が処方された。患者は当薬局を利用するのは初めてであり、お薬手帳も持参しておらず薬剤服用歴を確認することはできなかった。販売名に「ヒダントール」を含む薬剤には配合剤も含めると複数の種類が存在するため、念のため処方医に確認したところ、紹介状には規格等の記載はなかったと回答があった。紹介元のクリニックBに問い合わせてヒダントール錠100mgを処方していたことがわかったため、処方医に情報提供を行った結果、ヒダントール錠100mgに変更になった。

【推定される要因】

処方医は、薬品マスタに登録されていたヒダントールF配合錠を選択した可能性がある。

【薬局での取り組み】

患者が治療を受けていた医療機関とは別の医療機関を受診し、複数の規格等がある薬剤が処方された際は、処方薬が適切に継続されているかを確認するために患者や医療機関から情報収集を行うようスタッフに周知した。



その他の情報

販売名	ヒダントール錠100mg	ヒダントールF配合錠
有効成分	1錠中 フェニトイン 100mg	1錠中 フェニトイン 25mg フェノバルビタール 8.333mg 安息香酸ナトリウムカフェイン 16.667mg
薬効分類	抗てんかん薬	抗てんかん薬

2022年9月14日現在



事例のポイント

- 販売名に「ヒダントール」を含む薬剤には、有効成分がフェニトインのみのヒダントール錠25mg/100mgと、フェニトインの他にフェノバルビタール、安息香酸ナトリウムカフェインを含有する配合錠が3種存在する。抗てんかん薬の処方間違いは、過量投与による重篤な副作用の発現や過少投与による発作の出現など、患者への影響が大きい。医療機関が変更された際、販売名に「ヒダントール」を含む薬剤が処方された場合は、患者が継続して服用している薬剤と同じ薬剤が処方されているか確認することが重要である。
- 患者の治療を別の医療機関で継続する際は、服用中の薬剤の情報を医療機関間で正しく引き継ぐ必要がある。処方箋を応需する薬局においても、薬剤師は患者の薬剤服用歴を把握したうえで処方監査を行い、処方内容に疑義がある場合は処方医に確認することが重要である。
- 別の医療機関から治療を引き継いだ医療機関の処方箋に疑義が生じた場合、処方した医療機関に疑義照会を行うだけでは疑義が解消されないことがある。本事例は、薬剤師が紹介元の医療機関に問い合わせを行い、患者の薬剤服用歴を把握したうえで処方医へ情報提供を行った好事例である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。